

越前市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

「ともに生きる 福祉でまちづくり」

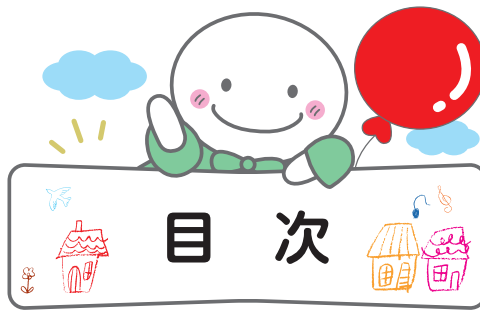
～ つなぐ つながる おたがいさまのまち ～

令和2年度～令和5年度



越前市社会福祉協議会マスコットキャラクター

令和2年3月



I 計画策定にあたって	1
1 計画の位置づけ	
(1) 計画の根拠	
(2) 計画の目的	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方	
2 計画策定の体制	
(1) 地区福祉ネットワーク会議	
(2) 策定委員会	
(3) パブリックコメント	
3 前計画の進捗状況	
II 計画の基本理念	10
基本理念「ともに生きる 福祉でまちづくり」	
サブテーマ：つなぐ つながる おたがいさまのまち	
III 計画の3本の柱	11
IV 3本の柱に沿った重点取り組み	12
1 住民主体の地域福祉活動の推進	
2 福祉ボランティア、福祉教育の推進（人材育成）	
3 相談支援体制の強化と新しい福祉サービスへの挑戦	
4 計画の体系	
V 具体的な取り組み	15
VI 資料編	22
1 社会福祉協議会が実施している事業	
2 計画策定の経過	
3 越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定員名簿	
4 越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会ワーキンググループ員名簿	

I 計画の策定にあたって

はじめに

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条（※注 1）に定められ行政区分ごとに設置されている団体であり、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な役割を担う、公共性と自主性を有する民間組織です。

越前市社会福祉協議会は、平成 18 年に武生市社会福祉協議会と今立町社会福祉協議会が合併して発足し、平成 22 年に地域福祉活動計画を策定、平成 27 年には改訂をし、今日まで時代の流れに応じた地域福祉の推進に努めて来ました。

近年は少子高齢社会の更なる進行や、介護問題の深刻化、ひきこもりや生活困窮に関する問題など、いくつもの問題が複合的に絡み合い複雑化しています。そのようななかで、誰もがその人らしく生活が続いていくためには、お隣近所や地域の方の理解と協力が不可欠であり、地域で起きている問題を、ひとごとではなく「我が事」として捉えることが出来る社会の醸成が重要です。また、問題を抱えている人や世帯に対し、既存の制度やサービスでは対応が困難な事例が多くなり、当事者の目線に立ち、生活によりそった新しい取組みの開発も必要となってきています。

社会福祉協議会は、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉・共生社会の実現をめざして、地域に根ざしたまちづくりに取り組む必要があります。

このことを踏まえ越前市社会福祉協議会は、職員育成を念頭に置いた組織基盤の強化および行政とのパートナーシップを基礎とし、住民主体の地域福祉活動の充実や支援を推進するため、越前市地域福祉計画（平成 31 年 3 月に策定：計画期間平成 31 年度～令和 5 年度）と連携しながら、越前市社会福祉協議会が今後目指すべき具体的な方向性を示し継続的な活動を展開することを目的に、「地域福祉活動計画」を改定いたします。

（注 1）社会福祉法第 109 条（抜粋）

Point 

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、（中略）その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

1 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する計画です。

前計画の期間が平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で満了することから、今後多様化する福祉課題への対応と、現状に即した地域福祉活動を推進するため、新たな越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の目的

越前市が策定した越前市地域福祉計画（以下「市地域福祉計画」という。）との整合性を保ちながら、越前市社協としての地域福祉推進の理念や目標、取組みの方向や内容を明らかにし、重点的に取り組む内容を示すことで、地域住民、地域の多様な機関・団体との連携・協働により住民主体の活動を推進することを目的とします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。

これは、市地域福祉計画の計画期間（平成 31 年度～令和 5 年度）と終期を統一したものであり、以後は市地域福祉計画と一体的に活動計画の改定を進め 5 年計画として策定していく予定です。

ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や福祉を取り巻く状況、計画の進捗状況などあわせ、必要に応じて見直すこととします。

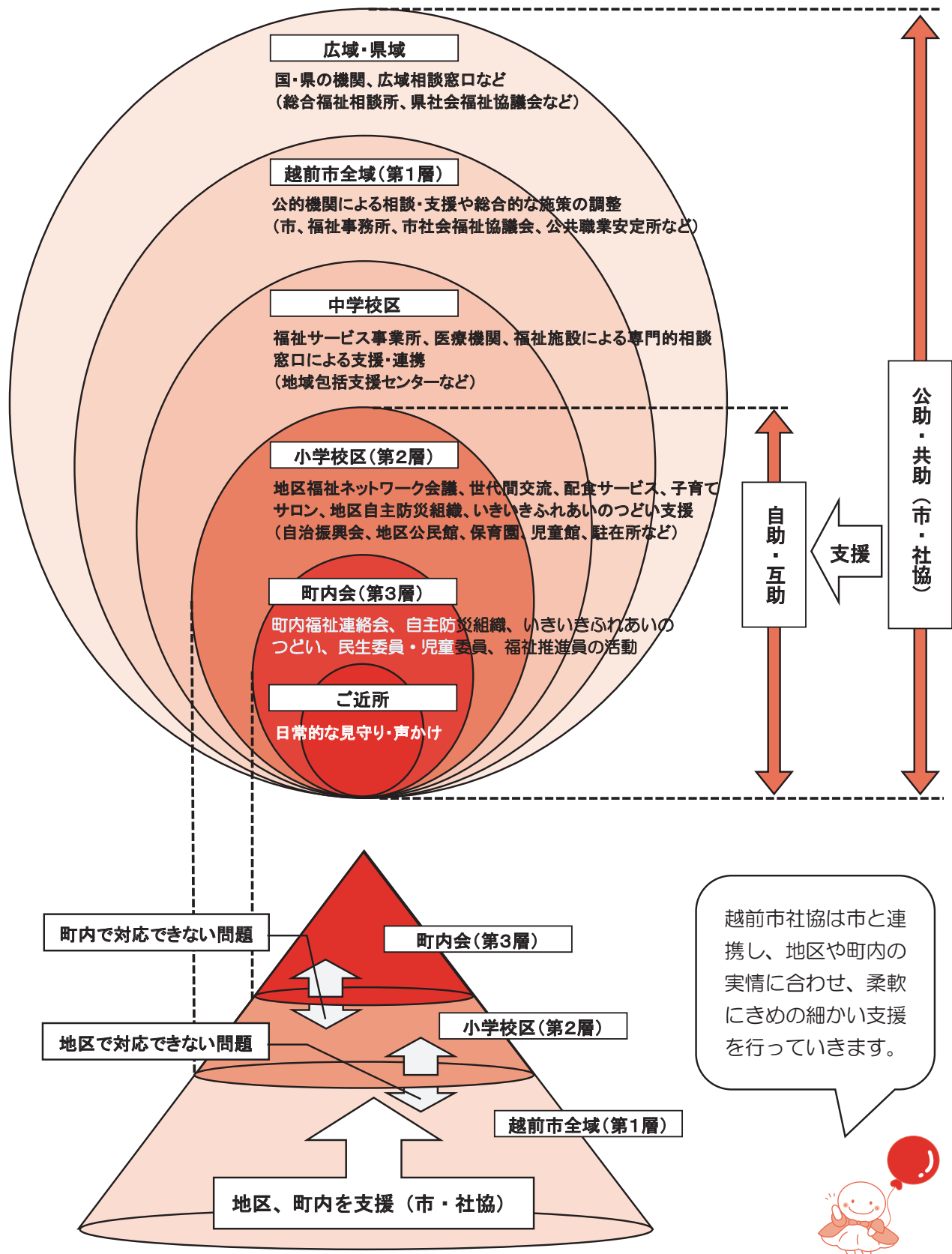
(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方

本計画における地域福祉を推進していく対象エリアは、越前市全域とします。

地域における生活課題や福祉課題を的確に把握し、決め細かに対応していくには、一定の範囲の「地域」の設定が必要になります。地域福祉活動を推進する上では、より身近な生活の範囲である地区自治振興会が活動している小学校区の区域を基本とします。

しかし「小学校区」の地域ですべての地域課題を解決することは困難です。地域は図のとおり「ご近所」、「町内会（第 3 層）」、「小学校区（第 2 層）」、「中学校区」、「市全域（第 1 層）」におおむね区分されます。地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、実施する活動内容などにより、柔軟に取り組んでいきます。

地域福祉を推進する「地域」のイメージ図



2 計画策定の体制

地区福祉ネットワーク会議での意見を基に、策定委員会、ワーキンググループが相互に連携しあって、本計画を策定しました。

(1) 地区福祉ネットワーク会議

自治振興会や第2層協議体（※注2）と連携し、小学校区を対象地域とした地区福祉ネットワーク会議（※注3）を開催し、グループワークを通して市民の皆様の意見を聴取しました。

地区福祉ネットワーク会議では、市地域福祉計画の概要説明のなかで、今後ますます自助・互助活動が重要になること、また地域における互助活動の推進が期待されることをお伝えし、グループワークにおいて、町内で困っている事象や、10年先を見据え将来的に心配と思われることなどの意見交換を行いました。

地区福祉ネットワーク会議の参加者は、次の方々です。

【地区福祉ネットワーク会議参加者】

区長、民生委員児童委員（以下「民生児童委員」という。）、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会役員、自治振興会福祉関係部員、シニアクラブ役員、いきいきふれあいのつどい関係者、地域支え合い推進員など

(2) 策定委員会

幅広く、市民及び関係者の意向を取り入れた計画を策定するために「越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

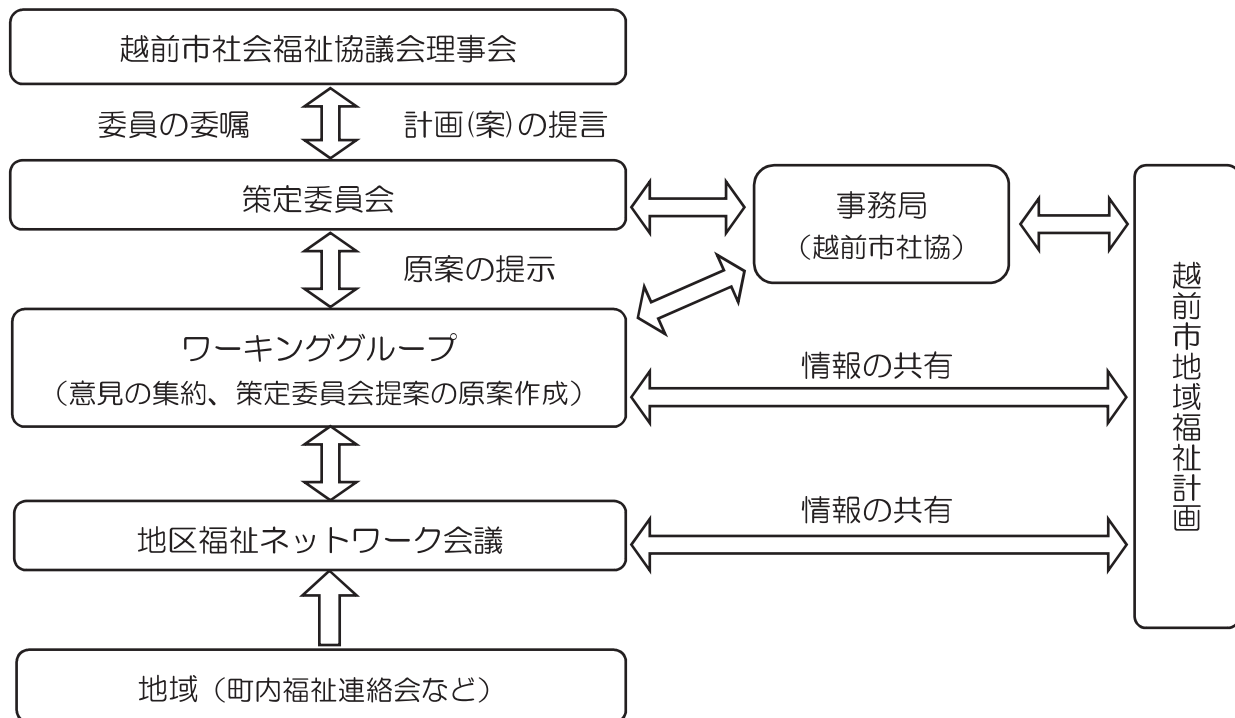
委員は13名で、学識経験者、福祉団体関係者、福祉関係機関、自治振興会関係者、ボランティア、行政関係者、教育関係者、市民代表および社会福祉協議会役員により構成されています。

策定委員会にはワーキンググループを設置し、市民などの意見集約や策定委員会へ提出する素案を検討しました。

(3) パブリックコメント

市民の皆さんに策定委員会で検討された「越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）」に対し広く意見を求めるために、令和2年2月21日から3月6日まで、越前市社協のホームページに計画案を公表し、また、17地区の自治振興会や8地区の民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ等に計画案を送付し、意見の募集を行いました。

地域福祉活動計画策定の体制イメージ図



（注 2）第 2 層協議体

小学校区を単位に、地域支え合い推進員を中心に多様な住民の参画のもと、自分たちの地域をより良くしていくために、定期的な情報共有や連携を図る組織です。

既にある支え合い活動など地域の情報を共有したり、将来に向けて「自分たちのまちをどのような地域にしたいか」などを話しあったりします。

そのなかで、活動者同士のつながり、見守り・支え合い活動、居場所づくりなど、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを考えていきます。

（注 3）地区福祉ネットワーク会議

小学校区ごとに区長、民生児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関係部員などが集まり、地区の地域福祉の課題について、話し合ったり情報交換したりする場。町内ごとの気付きな人を把握し、情報共有などを行っています。地区福祉ネットワークで共有された地区の課題については、第 2 層協議体の中で対応を検討していく流れになります。

Point

3 前計画の進捗状況

【基本理念】

誰もがいきいきと、住み続ける地域の中で、安心して暮らすことのできる、住民主体による福祉のまちづくり

【基本目標Ⅰ】

見守り、支え合い、助け合える地域づくり

【推進項目と実施状況】

(1) 地域の福祉力の基盤を創り、住民主体による福祉のまちづくりを推進します。
●ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを、日頃から町内の民生児童委員や福祉推進員が中心となって見守り、福祉課題を共有することを目的に町内福祉連絡会（※注4）の開催を推進してきました。町内福祉連絡会の開催は、定着してきています。 ☆町内福祉連絡会開催率 68%（H29）→81%（H30）→ 目指せ100%
(2) 近隣住民の助け合い活動を推進します。
●町内福祉連絡会では見守りだけでなく、普段の生活の中での困りごとへの生活支援についても話し合わせ、お隣近所での助け合い活動がすすめられています。
(3) 地域福祉を担う人材の発掘、育成を行ないます。
●町内福祉連絡会で見てきた福祉課題や問題などは、地区福祉ネットワーク会議を開催し共有しています。また継続的に地区の福祉課題を検討する第2層協議体と連携を図り、地域住民の意識の向上を図っています。

〈今後の課題〉

- ◆町内福祉連絡会、地区福祉ネットワーク会議の取組みは、町内や地区により差があります。進んでいる町内や地区の活動を水平展開し、全体の底上げを図る必要があります。
- ◆高齢社会の進行に伴い、地域活動の担い手の確保が懸念されています。町内福祉連絡会への参加者も比較的高齢者層に偏る傾向が見られます。また見守りの対象者が高齢者に偏る傾向があります。今後は町内福祉連絡会に、幅広い年齢層、障がいのある方や、子育てをしている世帯、外国籍の人達など、多様な人達の参加が求められます。
- ◆災害を想定した見守り活動が必要であるとの意見が出ています。支援が必要な人の災害時の避難計画についても検討する必要があります。
- ◆福祉推進員の役割や活動の内容がわかりにくいとの声が聞こえています。福祉推進員制度の周知、研修の強化を図るなど、制度の更なる充実が必要です。

（注4）町内福祉連絡会



気がかりな人への見守り活動とそのための話し合いの場を「町内福祉連絡会」といいます。区長、民生児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員などで構成され、福祉マップを作成して、気がかりな人や世帯の情報を共有したり、見守り者や支援者等の確認を行います。高齢者人口の増加、子どもを取り巻く環境の変化、障がいのある方の支援サービスの変化など、地域で支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。その中で、地域の住民同士で見守りあい、あたたかいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、福祉問題の深刻化を防ぐことになります。

【基本目標Ⅱ】

住民参加と協働による福祉でまちづくり

【推進項目と実施状況】

(1) 小地域福祉活動を推進します。
●地区自治振興会福祉関係部会へ助成金を交付し、地区の実情に合った小地域福祉活動を推進してきました。その中で高齢者宅への安否確認と食の提供を目的とした配食サービスは多数の地区で継続的に実施され定着しています。
(2) ボランティア・市民活動を推進します。
●越前市ボランティアセンターを設置し福祉ボランティアの振興に努めています。当事者の声が聞きやすい体制づくりに努め、ボランティア活動者および、活動依頼者の両者の意見の聴取を実施しました。 ☆H 30 年度、ボランティアセンターの運営委員の増員（15 名→25 名） ☆H 31 年度、ボランティアに関するアンケートの実施。 ●ボランティアへの導入や福祉意識の醸成を目的に福祉教育を推進しています。全ての学校で、小学3年生から中学3年生までの各学年が年1回は福祉教育の機会をもってもらうよう働きかけました。平成31年度には、ボランティア、福祉に関する学習の導入教材として「ボランティアぬり絵」を作成し、小学校9校、691人の児童が活用しました。 ●「募金」や「寄付」も、誰もが手軽に参加できるボランティア活動です。市民の皆様からの善意を受取る「たすけあい銀行」（※注5）では多数の品物を預かり、生活困窮世帯等支援に活用しています。このような活動を広報で周知したことにより、たすけあい銀行への関心が高まり、預かり件数も増加しています。 ☆H 31 年度、たすけあい銀行預かり件数 90 件
(3) 当事者を中心とした福祉コミュニティを形成します。
●共同募金を財源とし、当事者団体やボランティアグループ等の活動を支援しています。
(4) 災害に強いまちをつくります。
●越前市災害ボランティアセンター連絡会に参加しています。災害ボランティアセンターにおける各参加団体の役割を明確にし、被災した場合の復旧支援活動に備えています。

〈今後の課題〉

- ◆小地域福祉活動については、配食サービスが定着したように、地区の実情にあった新たな取り組みが、今後期待されます。
- ◆ボランティアセンターについては、アンケートの結果から、センターの認知度が低いことが明らかになりました。ボランティアセンターの広報を充実するとともに、マッチング機能の強化が必要です。
- ◆福祉教育については、小・中学校での学習だけでなく、高校や大学、地域、企業と連携した学習の機会を増やしていくことが必要です。
- ◆災害に強いまちづくりについては、町内福祉連絡会を通じて、日頃から住民が防災を意識し見守り活動等の中で住民が自主的に出来る、町内ごとの取組みを推進する必要があります。

（注5）たすけあい銀行（正式名称：「越前市社会福祉協議会たすけあい銀行事業」）

市民、ボランティア、企業等から預かった善意の金品を、市内の生活困窮者や福祉サービス利用者等に効果的に活用し、生活の自立に向けた支援を行っています。

Point 

【基本目標Ⅲ】

誰もが安心して暮らせるための福祉サービスの充実

【推進項目と実施状況】

(1) 問題を早期に発見し、話し合い、解決する仕組みをつくります。
●町内での問題を早期に発見する仕組みとして、町内福祉連絡会を推進しています。 ●生活困窮者の早期発見を目的として、「わかちあいプロジェクト」(※注 6)を進めています。 ☆わかちあい相談件数(累計 45 件)、支援継続件数(12 件)：令和 2 年 2 月現在
(2) 地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスを充実します。
●日常生活自立支援事業(※注 7)、障害者相談支援センター(※注 8)、地域包括支援センター(※注 9)、自立相談支援センター(※注 10)などの相談事業については、職員のスキルアップ、窓口間の連携強化、関係機関や地域、ボランティアとの連携に努めています。 ●介護保険サービス等の事業については、自立した在宅生活を支えるため利用者の立場に立ったサービスの提供、事業の実施を心がけてきました。 ●児童館事業と学童保育事業の実施をとおして、子供の安全な居場所の確保や健全な育成に取り組んできました。
(3) 福祉サービスの利用に関する情報を分かりやすく提供します。
●平成 30 年度にホームページをリニューアルし、見やすい、親しみやすいホームページを立ち上げ、トピックスで新しい情報を発信しています。また、年 4 回広報紙を全戸配布するなど、分かりやすい情報提供に努めています。

〈今後の課題〉

- ◆問題が多様化、複合化するなか、どこへ相談すればいいのかわかりづらい状況になっておりどんな相談でも受け止める総合相談窓口が必要です。
- ◆相談の内容に応じ、縦割りではなく必要な関係機関が連携し包括的に支援できる体制の構築が求められています。
- ◆地域における子育て支援の推進のために、学校、児童館、学童保育事業者、民生児童委員など子供に関わる機関等が連携し、それぞれの役割や特色を生かした一体的な取り組みが求められます。
- ◆既存の制度では対応が難しい問題や社会的な課題の解決に向けた対応、新たなサービスの開発が求められています。

(注 6) わかちあいプロジェクト

Point 

平成 30 年 10 月、生活困窮世帯の早期発見と支援ニーズの把握を目的にスタートしました。公共料金等の支払いが滞っている世帯を対象に「お米 5 kgをお届けします」と書かれたチラシを送付し、問い合わせがあった世帯でかつ支援が必要な世帯に 3 か月(最長 6 か月)間お米を郵送にて届けられています。

お米は、越前たけふ農業協同組合の呼びかけにより農家から寄付いただいたものです。

平成 30 年 9 月に 4 者協定(越前市、越前たけふ農業協同組合、武生郵便局、越前市社協)により活動が始まり、平成 31 年 4 月から越前市赤十字奉仕団が新たに加わっています。

（注 7）日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

実施主体である福井県社協から委託を受け、次のような内容の援助を行っています。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の利用援助
- ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
また、これらの援助にともない次のような業務を行っています。
- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

（注 8）障害者相談支援センター

愛称「相談支援センターゆい」として、障がいのある方やその家族の方に、住み慣れた地域で安心して、より快適な生活を送っていただけるよう、福祉サービスなどの利用に関する相談、社会生活力を高めるための支援、社会資源の活用や専門機関の紹介、ふれあいサロンの開催、日常生活に関する情報提供などを行っています。「相談支援センターゆい」では、大きく 3 つ、次の相談事業を行っています。

- ・地域生活でのさまざまな困りごとに対しての総合相談窓口
- ・福祉サービスの利用のためのプラン作成
- ・地域に戻って安定した生活をするための地域移行・地域定着支援

（注 9）地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしくいきいきとした生活を続けていけるように、地域の様々な社会資源を使って、高齢者の自立した生活に関する保健医療福祉の支援を包括的に行う中核機関です。越前市では、市役所内に基幹型、社協に地域型を 1 か所、また、より機能を充実させるために地域包括サブセンターを 5 か所配置し、次のような事業を実施しています。

- ・総合相談
- ・権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・ケアマネジメント支援
- ・介護予防事業

（注 10）自立相談支援センター（センター名称：越前市自立相談支援センター「くらしごとさぽーと」）

生活困窮者の自立支援を目的に、市から委託を受け社協に設置されている相談窓口です。失業や病気、借金など様々な原因により生活が困窮している人の相談に応じ、その人の抱える課題を評価・分析します。課題解決に向け関係専門機関等との連携を図りながら、相談者に寄り添い、自立に向けた支援を行っていきます。

II 計画の基本理念

「ともに生きる 福祉でまちづくり」 ～ つなぐ つながる おたがいさまのまち ～

本計画の基本理念は、市地域福祉計画と同一の「ともに生きる 福祉でまちづくり」とします。市地域福祉計画は、市が策定する福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけされており、本計画と、方向性や目的を共通にする密接な関係にある計画なので、基本理念を同一としました。

この基本理念のもと、目指す地域像をサブテーマで表現しています。

サブテーマは「つなぐ つながる おたがいさまのまち」です。

わたしたちが、安全安心で充実した社会生活を営んでいくには、誰もが対等であり、お互いを認め尊重し合いながら、それぞれが役割を持ち活躍できる「互助活動」の推進が欠かせません。

互助活動の基本となる隣近所、町内、地域においては次のような状態であることが求められます。

- 地域住民同士が関心をもちあい、何か変化があった時に気付くことが出来る状態にあること。
- 日常生活を送る中で、不具合や生活のしづらさが発生した時に、当事者からの声を近隣の住民が聞くことができる状態であること、また当事者が声を上げることができる状態であること。
- 困ったときには、自然に手をさしのべあう「おたがいさま」が実践される状態であること。

このような地域での人のつながり、心のつながりを基本に、専門機関や関係機関もつながって、福祉活動を展開しながら、住みよいまちづくりを進めていく、「福祉でまちづくり」を推進していきます。

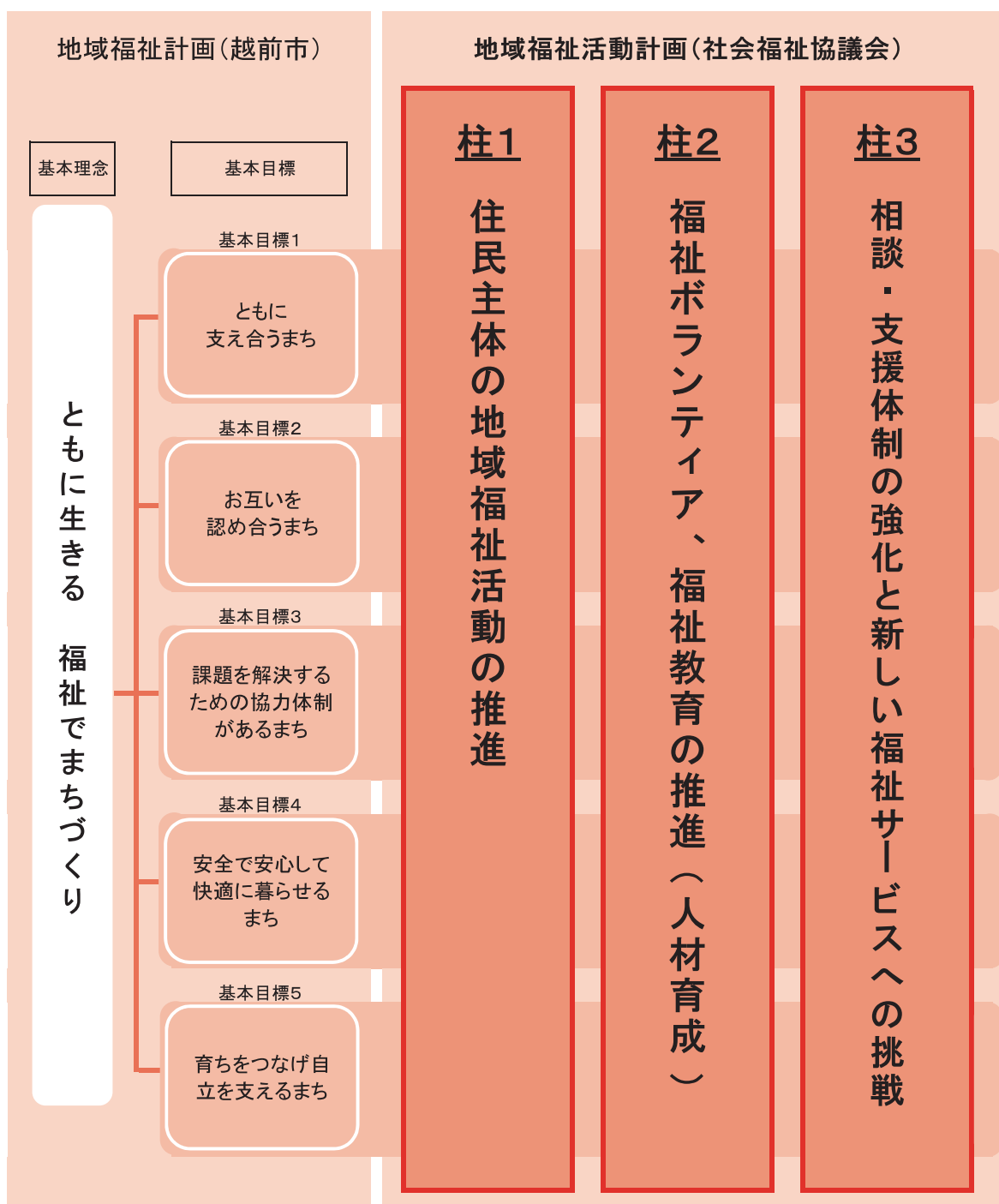
Ⅲ 計画の3本の柱

- 1 本計画では、市地域福祉計画の基本目標に沿って、社協として取り組む3本の柱を示します。

柱1：住民主体の地域福祉活動の推進

柱2：福祉ボランティア、福祉教育の推進（人材育成）

柱3：相談・支援体制の強化と新しい福祉サービスへの挑戦



これら、3本の柱における重点取り組みを、次頁から示していきます。

Ⅳ 3本の柱に沿った重点取り組み

1 住民主体の地域福祉活動の推進

地域住民がお互いに関心を持ちながら、多様な住民の参加により町内や地区における問題を早期発見し、問題を住民が我が事としてとらえ、日常での見守りや対応を検討できる体制を目指します。町内で対応が困難なことは地区で、地区で対応が困難なことはより広域で対応を検討する体制を進めていきます。小地域における住民主体の活動を軸として、専門機関も連携し、一体となって地域課題の解決を目指す体制づくりに取り組みます。

越前市社協は市と連携し、地区や町内の実情に合わせ、柔軟にきめの細かい支援を行っていきます。

(1) 町内福祉連絡会の充実

- 多様な人の参加による町内福祉連絡会の開催
- 災害を意識した話し合いの実施
- 町内でできる支援（互助）活動の検討

(2) 地区福祉ネットワーク会議の充実

- 町内で対応できない問題の共有と対応の検討
- 第2層協議体との一体的な取り組み
- 自治振興会との連携強化

(3) 福祉推進員の活動の充実

- 手引き、研修の充実
- 福祉推進員、民生児童委員、町内会等の連携強化

2 福祉ボランティア、福祉教育の推進（人材育成）

多くの市民が福祉ボランティアに関心を持ち、手軽な取り組みから無理なく活動ができるような体制を目指します。幅広い年齢層や多様な人たちが、お互いの存在を尊重しあい、生きがい・やりがいを感じながらボランティア活動ができるよう、越前市社協のボランティアセンターの機能の充実を図り支援していきます。

(1) ボランティアの裾野を広げる（人材を増やす）

- 各種ボランティア講座の開催
- 広報・情報発信の強化

(2) ボランティアセンター機能の充実

- マッチング機能の強化
- ボランティアが活動しやすい環境の整備
- 災害ボランティアセンター運営への積極的な協力

(3) 福祉教育と誰もが手軽に参加できる福祉活動の推進

- 地域、学校、企業等との連携による福祉教育の推進
- たすけあい銀行や共同募金運動の推進

3 相談・支援体制の強化と新しい福祉サービスへの挑戦

社協の相談窓口が、市民に広く知られ、誰もが気軽に相談できる状況を目指します。福祉課題や生活課題の多様化、複合化に対応するため、総合相談機能を強化し、縦割りでない包括的な対応を推進します。これまで以上に社協の特性を活かし、行政や関係機関だけでなく地域活動やボランティア、箕ネット（※注 11）、社会福祉施設・福祉サービス事業者等との連携や協働を図るとともに、新しい福祉サービスの開発に取り組みます。

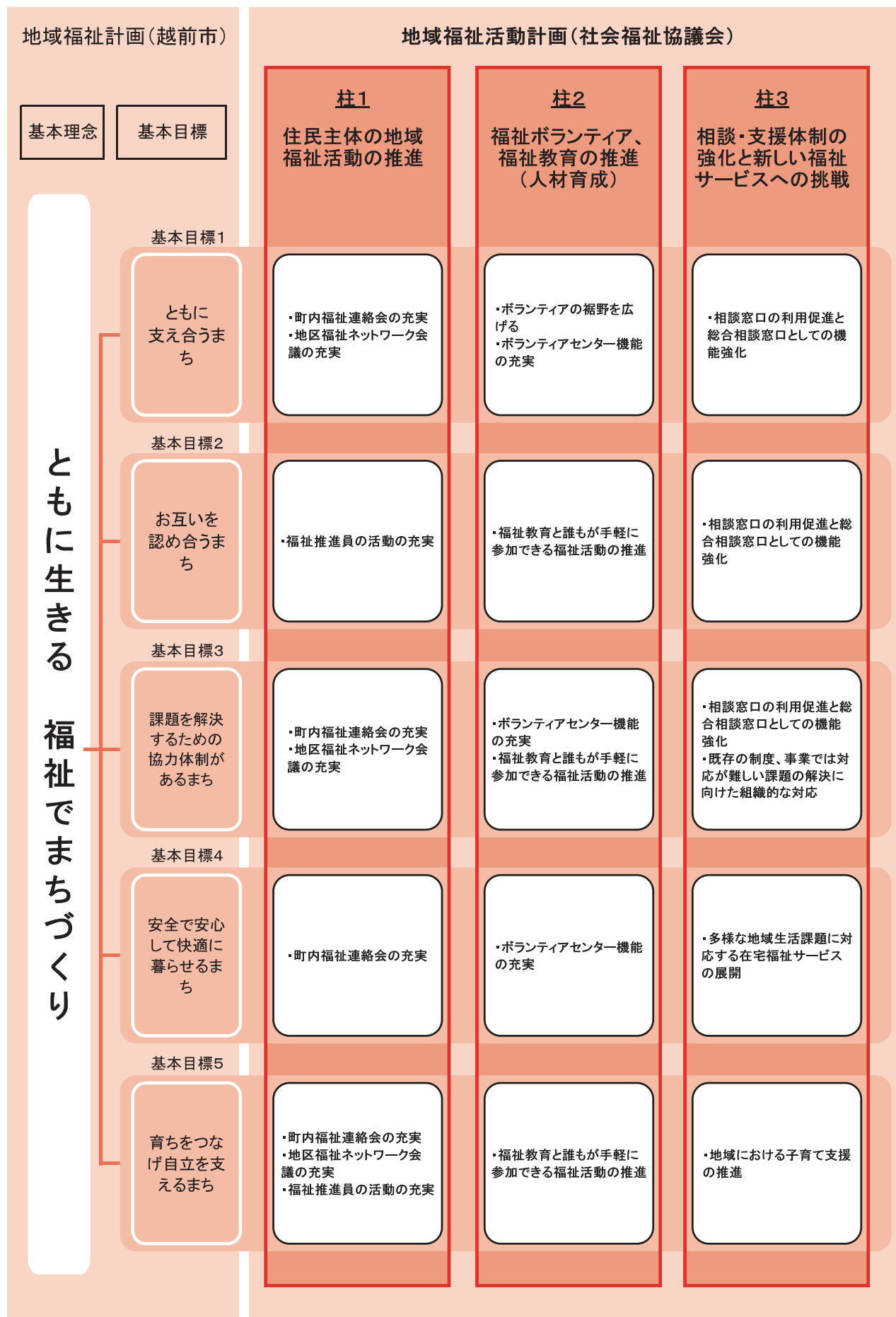
- (1) 相談窓口の利用促進と総合相談窓口としての機能強化
 - 相談窓口の周知と、利便性の向上
 - 総合相談体制の強化
- (2) 多様な地域生活課題に対応する在宅福祉サービスの展開
 - 個別支援を通じた地域生活課題の把握と在宅福祉サービスの質の向上
 - 多様な地域生活課題に対応できる在宅福祉サービスの調査・研究及び展開
- (3) 既存制度、事業では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応
 - 地域、専門機関と連携した対応検討
- (4) 地域における子育て支援の推進
 - 地域、学校と児童館の連携強化

（注 11）箕ネット（正式名称：「越前市地域公益活動推進協議会」、通称「箕ネット」）

Point 

越前市内に事務所を置く社会福祉法人（以下「市内法人」という。）が新たな協力関係を築き、連携・協働して改正社会福祉法に基づく「地域における公益的な取組」を実施することにより、社会福祉法人に対する市民の信頼を確保し、もって地域福祉の充実を図ることを目的として設置したもの。市内法人の協働による「地域における公益的な取組」の実施や市内法人の職員の育成支援などを行っている。

4 計画の体系



V 具体的な取り組み

ここでは、前項で示した3本の柱に沿った重点取り組みについてより具体的な内容を示していきます。4年間の計画期間のなかで、到達したい目標(地域の状況)を設定し、到達するために何をするのか、あるいは到達したと判断するのはこういった状況をもって判断するのか、ということを示しています。ステップ①は2年後の到達目標、ステップ②は4年後の到達目標です。

下の図は、次のルールに従って表記してあります。

○：ステップ①、ステップ②において到達したい目標（地域の状況）

✓：社協として取り組む具体的な内容

1. 住民主体の地域福祉活動の推進

(1) 町内福祉連絡会の充実	
ステップ①	ステップ②
○見守り活動について、町内会、民生児童委員、福祉推進員等が連携協力している。 ✓ 関係者間での見守り活動の内容共有と蓄積を図り年々の向上を目指す。 ✓ プライバシー保護の考え方について周知する。 ✓ 町内からの要請を受けて、社協職員や包括支援センター・サブセンター等の職員が参加する。	○検討内容に応じて当事者やその家族、多様な人の参加がある。 ✓ 障がいのある方、子育て世代等多様な参加者で話し合える場を目指す。 ✓ 町内の地域課題に合わせ町内福祉連絡会を適宜開催する。
○災害時の避難について検討されている。 ✓ 自警消防隊や壮年会なども参加を推進し、防災、災害時対応などの意識共有を図る。 ✓ 防災関係機関と連携し地区での勉強会を開催するなど意識啓発を図る。	○災害時の対応について検討されている。 ✓ 災害時の避難体制等を共有し災害を意識した普段の見守り等の実践を推進する。 ✓ 発災時の安否確認や避難支援等の体制の整備を推進する。
○支援が必要な人に対して、町内でできる支援（互助）について検討されている。 ✓ 見守り活動の中から住民の困りごとを発見し町内で共有する体制づくりを推進する。 ✓ 困りごとに対して町内でできる支援（互助）について検討する体制づくりを推進する。 ✓ 町内で対応が困難な事柄をネットワーク会議へ情報提供する体制を推進する。	○町内でできる互助活動が実施されている。 ✓ 町内福祉連絡会の活動を広報し、住民への認知度を高めることで、困っている人が発信しやすい環境を目指す。 ✓ 困りごとに対して近隣住民の協力により具体的な支援（互助）活動を推進する。 ✓ 高齢者だけでなく、障がいのある方、生活困窮者、支援を必要とするひとり親家庭や外国人なども対象とした見守りを推進する。

(2) 地区福祉ネットワーク会議の充実	
ステップ①	ステップ②
○町内で対応できない問題が検討されている。 ✓ 2 層協議体と一体的な地区福祉ネットワーク会議の開催を目指す。 ✓ 地区が主体的に進行し、町内福祉連絡会から持ち上げられた課題を検討する体制を目指す。 ✓ 先進的な取り組み事例等を全市的に水平展開する。	○第 2 層協議体と一体化し、地区の福祉課題への対応を検討する体制が出来ている。 ✓ 課題に応じて関係の組織、企業など多様な構成員で検討がされる体制を目指す。 ✓ 地区で対応が困難な問題については、社協や行政が対応を検討する。
○自治振興会（福祉関係部会）との連携が強化されている。 ✓ 地区の実情に合わせ、意識啓発、人材育成のための住民福祉講座を開催する。 ✓ 社協職員の地区担当を配置することで、地区との連携を強化し、活動を支援する。	○地区の課題解決に向けた独自事業が展開されている。 ✓ 地区自治振興会が主体となって、社協、行政、関係機関の連携協力を得ながら、地区の実情に合わせた福祉活動の実践を推進する。

(3) 福祉推進員の活動の充実	
ステップ①	ステップ②
○福祉推進員が役割を理解し活動している。 ✓ 役割、活動事例、プライバシー保護についての考え方を分かりやすく示した「手引き」を作成する。 ✓ 福祉推進員全員に研修を受けてもらう。 ✓ 福祉推進員連絡カードの活用を推進する。	○幅広い年齢層の福祉推進員が、やりがいをもって活動している。 ✓ 広報により福祉推進員の活動を住民に認識してもらい、PR を充実する。 ✓ 地区単位で福祉推進員の意見交換や学習の場を進める。
○福祉推進員、民生児童委員、町内会が連携協力している。 ✓ 区長会、民生児童委員協議会等の場で連携・協力について説明する。 ✓ 地区福祉ネットワーク会議の開催を推進する。	○見守りを必要とする人の隣人なども参加し町ぐるみで見守りが行われている。 ✓ 先進的な取り組み事例等を全市的に水平展開する。 ✓ 必要に応じてケース会議を開催し、町ぐるみの見守り等の体制づくりを推進する。

2. 福祉ボランティア、福祉教育の推進（人材育成）

(1) ボランティアの裾野を広げる（人材を増やす）	
ステップ①	ステップ②
○誰もが気軽にボランティアに取り組みやすい状況になっている。 ✓ 各種福祉ボランティアに関する講座を開催する。（手話、音訳、点訳、ガイドヘルプ、傾聴、介護介助、家事支援等） ✓ ボランティアに関する情報を広く市民に発信する。 ✓ 若い世代の人の、ボランティア活動への参加や講座の受講を促進する。 ✓ ボランティア活動保険の助成を実施する。 ✓ ボランティア活動者が使用できる部屋や備品（保管用ロッカーや検索用フリーパソコン）を確保する。	○ボランティア登録者が増加し、継続的に活動している。 ✓ ボランティア講座受講者に、ボランティアグループへの加入を促進し、継続的な活動を支援する。（手話、音訳、点訳、ガイドヘルプ、傾聴、介護介助、家事支援等） ✓ 新たなボランティアグループの組織化を支援する。 ✓ ボランティアとボランティアを必要とする人とのマッチングを強化する。 ✓ 登録ボランティアのリストを作成する。
○介護・介助・家事支援等の生活支援ボランティア活動を推進する。 ✓ ふれあいサービス・やすらぎ支援等有償ボランティア活動を市民に広く周知し、内容が理解されるよう、広報活動を強化する。 ✓ 介護・介助、家事支援等の技術講座を開催し、活動者の確保を図る。	○介護・介助・家事支援等の生活支援ボランティア活動が、適切に活用されている。 ✓ ボランティアを利用したい方と活動したい方のマッチングを強化する。 ✓ 一部の地区で取り組まれている訪問型住民主体サービス B 型（※注 12）と連携し、介護・介助・家事支援、移動支援や買い物支援、病院等への付き添い等のボランティアの充実を図る。

（注 12）訪問型住民主体サービス B 型

Point 

総合事業（※）における、住民主体のボランティア団体による生活支援活動で、日常生活で支援を必要とする高齢者に、地域の住民ボランティア団体が、掃除・ゴミ出し等の生活支援を有償で行います。越前市内では、サポート東、サポートほやま、サポートしらやま、サポートさかぐち、チーム：スケツト（味真野地区）、支えあい南、サポートくにたかが、この活動を行っています。

（※）総合事業

介護保険法では「介護予防・日常生活支援総合事業」と定められています。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

(2) ボランティアセンター機能の充実（活動環境を整える）	
ステップ①	ステップ②
○ボランティアセンターが住民や地域団体に広く知られ、誰もが気軽に利用できる。 ✓ ボランティアセンターを住民や地域団体、ボランティアを必要とする人に周知する。 ✓ ボランティアを必要とする人とボランティアを適切にマッチングする。 ✓ ボランティア登録者を増やす。（ふれあいサービス協力員・やすらぎ支援員を含む） ✓ ボランティア活動者へ適切な情報を提供する。	○福祉ボランティアに関するコーディネート機能が強化されている。 ✓ ボランティア担当者のスキルアップを図り、適切なコーディネートを推進する。 ✓ 社会の変化に沿ったニーズを把握し新しいボランティア活動の創出を推進する。
○ボランティア同士が交流し、情報交換や活動を共有できる機会がある。 ✓ ボランティアの集い（活動者交流会）を開催し、交流や意見交換等の場を提供する。 ✓ 各団体等のボランティア活動状況を把握し、広く市民に発信・広報する。	○ボランティア同士の交流が自発的に行われ、活動が活発になっている。 ✓ 市民交流スペース等の活用を促し、ボランティア同士の交流を推進する。 ✓ ボランティアに定期的に情報誌を発行する。
○災害ボランティアセンター運営へ積極的に協力している。 ✓ 災害ボランティアセンター連絡会の一員として、災害時に備えた体制を整える。 ✓ 必要に応じ、被災地でのボランティア活動情報を提供する。	○災害ボランティアセンター運営のノウハウが蓄積されている。 ✓ 災害ボランティアセンター連絡会と連携した災害ボランティア活動者講座などを開催し、迅速に対応できる人材の育成を図る。

(3) 福祉教育と誰もが手軽に参加できる福祉活動の推進	
ステップ①	ステップ②
○地域、学校、企業等との連携による福祉教育の推進。 ✓ 「ボランティアぬり絵」を活用し、共生社会の理解やボランティア活動のきっかけづくりを推進する。 ✓ 小中学校で、当事者やボランティア、福祉関係職員など多様な人材による福祉学習を実施する。 ✓ 高齢者や障がいのある方等への理解を促し、共生社会への認識を深めるため、福祉体験学習を推進する。 ✓ 市が制定した「手話言語条例」の浸透を図る。 ✓ 企業や事業所において、福祉に関する学習の機会をつくる。 ✓ 小中一貫した教育プログラムを検討する。	○地域、学校、企業等との連携による福祉教育が定着し継続的に実施されている。 ✓ すべての学校において、福祉教育が実施されるよう働きかける。 ✓ 共生社会の理解が促進されるように、多くの事業所に福祉学習の実施を働きかける。 ✓ 市内の当事者やボランティア、福祉関係職員等多様な幅広い人材によりゲストティーチャーバンクを作成し、小中学校での福祉学習に派遣する。
○誰もが手軽に参加できるボランティアの推進。（たすけあい銀行、共同募金など） ✓ たすけあい銀行事業の趣旨や成果を市民や事業所に広く知らせる。 ✓ 共同募金運動の趣旨や使い道を市民や事業所に広く知らせる。 ✓ 寄せられた寄付物品が、寄付者の思いに沿って適切に活用されていることを広報する。	○誰もが手軽に参加できるボランティアがより浸透し活発化している。 ✓ たすけあい銀行事業に幅広い年代や事業所から、寄付が寄せられるよう呼びかける。 ✓ 共同募金の理解を広げ、職域募金などを行う事業所の増加を目指す。

3. 相談・支援体制の強化と新しい福祉サービスへの挑戦

(1) 相談窓口の利用促進と総合相談窓口としての機能強化	
ステップ①	ステップ②
○相談窓口が広く知られている。 ✓ 住民や事業所へ周知する。(当事者及び家族、民生児童委員、福祉推進員、町内会、サロン、学校、病院、企業など) ✓ 市や国際交流協会と連携し外国人への周知を図り、相談体制を強化する。 ✓ 生活困窮者を早期発見し相談窓口につなぐために“わかちあいプロジェクト”を推進する。 ✓ 出張相談を試行する。(公民館、自宅訪問)	○相談窓口が住民や地域団体に広く知られ、誰もが気軽に利用できる。 ✓ 窓口まで来られない方、コミュニケーション支援が必要な方なども、誰でも気軽に相談できる体制を作る。 ✓ 夜間も相談を受けられる体制を作る。 ✓ 外国語に対応できる体制をつくる。(翻訳機及び通訳の雇用について検討。)
○総合相談体制の強化が図られている。 ✓ 親の介護や病気、障がい、ひきこもり、就労、困窮など、複数の課題が絡み合った複合的な問題を抱えている家庭に対応できる総合相談体制を強化する。 ✓ さまざまな福祉課題・生活課題について断らず受け止めるという姿勢をもつ。 ✓ 社協の部門間、市内の関係機関、地域住民との連携を強化する。 ✓ 相談内容に応じて関係機関につなぐ、総合相談を受けられる職員を増やす。 ✓ 包括的な支援のため、相談員のノウハウやスキルの向上を図る。(人材育成) ✓ 支援に手間のかかるケースも積極的に受ける。 ✓ 専門機関につなげる支援(同行、代弁、書類記入など)を行う。	○総合相談窓口機能が強化されている。 ✓ 複合的な問題を含め、さまざまな相談に包括的に対応できる総合相談支援体制を目指す。 ✓ 社協の特性を生かして、民生児童委員、地域住民、ボランティア、行政、社会福祉施設や福祉サービス事業所、その他の専門機関等と連携し、課題解決に向けて展開する。
○障がいのある方や引きこもり状態にある方、若年性認知症の方等が、社会生活力を高められる取り組みがなされている。 ✓ 個別支援の中で社会生活力を高めるための取り組みを強化する。(社会参加に向けた支援) ✓ 社会生活力向上のための交流の場や講座等の開催。(社会とつながる仕組みづくり) ✓ 民生児童委員、地区や町内会等、ボランティア等と連携し、地域での居場所づくりや、活躍できる場づくりを検討する。	○障がいのある方や引きこもり状態にある方、若年性認知症の方等が、自立した社会生活を営むための取り組みがなされている。 ✓ 地域やボランティア、事業所等と協力しながら、自立した社会生活を営むための相談支援を行う。 ✓ 本人の得意分野を活かし、地域貢献できる活動を支援する。

(2) 多様な地域生活課題に対応する在宅福祉サービスの展開	
ステップ①	ステップ②
○個別支援を実施する職員が地域生活課題を把握する力を身につけ、在宅福祉サービスの質の向上に努めている。 ✓ 個別支援を実施する職員 1 人ひとりが、今日、社協が地域福祉を推進する意義や目的を学び、共通認識とする。 ✓ 日々の個別支援を通じ、利用者 1 人ひとりの課題を地域の課題として捉える視点を持つ。 ✓ 発見した地域生活課題を社協全体で共有し、事例の検討・蓄積を行う。 ✓ 既存の在宅福祉サービスの質の向上に努めるとともに、地域住民や専門職等と課題を共有し、協働による解決を目指す。	○多様な地域生活課題に対応できる在宅福祉サービスの調査・研究及び展開が図られている。 ✓ 制度の枠に収まらない柔軟な対応策について、調査・研究を行い、新たな事業展開を目指す。 ✓ 多様な課題に対応できる人材育成および体制強化に努める。 ✓ 事例を積み上げ、専門機関等へ水平展開することで、地域における幅広い協働・連携による解決や予防を図る。

(3) 既存の制度、事業では対応が難しい課題の解決に向けた組織的な対応	
ステップ①	ステップ②
○困難ケースへの総合的・専門的な相談と新しい支援への取り組み（制度の狭間、複合的課題など）がなされている。 ✓ 解決困難な生活課題を抱えているなど、支援困難な相談への総合的・専門的な相談支援を実施する。 ✓ 社協の部門間の連携を強化する。 ✓ 社協の特性を活かし、地域住民、ボランティア、笠ネット、関係機関との連携を図る。 ✓ 既存の制度や事業では対応が難しい課題に関する新たな取り組みを検討する。	○困難ケースへの総合的・専門的な相談支援が実施されている。 ✓ 相談員の相談スキルの向上を図る。 ✓ 社協内の各部門、地域住民、ボランティア、笠ネット、関係機関が連携協力して、総合的・専門的な相談支援を実施する。 ✓ 関係者との事例検討会や取り組みの評価により支援ノウハウの蓄積を行う。 ✓ 既存の制度や事業では対応が難しい課題に関する新たな取り組みの展開を目指す。
○地域住民の互助では解決が困難な地域課題への組織的な取り組みが行われている。 ✓ 相談窓口、在宅福祉サービス部門、地区ネットワーク等を通して対応が困難な地域課題を把握し、社協全体で組織的に検討する。 ✓ 課題解決に向け、地域住民、行政、笠ネット、関係機関と協議する。 ✓ 公的な課題については、必要に応じ行政に働きかけを行う。	○地域住民の互助では解決が困難な地域課題に対応した協働の取り組みが行われている。 ✓ 地域住民の互助では解決できない福祉サービスについて事業化の可能性を調査する。 ✓ 事業化が可能なサービスは、行政や福祉サービス事業者、地域住民等と協働し事業化に着手する。 ✓ 地域住民、行政、笠ネット、関係機関と連携して各地区で新たなサービスの展開を目指す。

(4) 地域における子育て支援の推進	
ステップ①	ステップ②
○児童館と地域、学校の連携強化が図られている。 ✓ 町内会、民生委員児童委員等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と児童館が、情報交換や情報共有、相互交流を行い、課題を共有しながら、児童見守りや子育て支援に関する連携を図る。 ✓ 学校と児童館が定期的に連絡会議を開催し、情報交換や情報共有、職員同士の交流等を行うなかで、連携を積極的に図る。 ✓ 児童館職員が公民館運営協議会に参加し、児童に関する事業について情報交換や情報共有、相互交流を図りながら、連携を深める。 ✓ 児童館において、多世代間交流事業を積極的に展開し、地域と子どものつながりを深める。	○地域と関係機関等の連携により、児童見守りと子育て支援が推進されている。 ✓ 児童館が、子どもに関する各分野の機関等との連携を密にすることにより、児童館を地域における子育て支援の拠点のひとつに位置づけた体制づくりを進める。

VI 資料編

1 社会福祉協議会が実施している事業



2 計画策定の経過

日程	会議等	内容
令和1年 6月 13日	岡本地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について、グループワーク（困っている、将来心配なこと）
令和1年 6月 28日	吉野地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 2日	白山地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 6日	東地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 18日	服間地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 23日	北新庄地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 12日	国高地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 20日	南地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 24日	大虫地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 25日	坂口地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 25日	王子保地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 26日	北日野地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 27日	味真野地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 30日	栗田部地区福祉ネットワーク会議	//
令和1年 7月 31日	第1回ワーキンググループ会議	○前計画の評価と検証 ○ネットワーク会議での意見の共有
令和1年 8月 22日	第1回地域福祉活動計画策定委員会	○委員委嘱、委員長・副委員長の互選、今後の進め方などについて
令和1年 8月 29日	南中山地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について、グループワーク（困っている、将来心配なこと）
令和1年 9月 17日	第2回ワーキンググループ会議	○活動計画骨子（案）について
令和1年 10月 18日	第3回ワーキンググループ会議	○活動計画骨子（案）について
令和1年 10月 23日	西地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について、グループワーク（困っている、将来心配なこと）
令和1年 11月 7日	第2回地域福祉活動計画策定委員会	○活動計画骨子（案）について
令和1年 12月 11日	神山地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について、グループワーク（困っている、将来心配なこと）
令和1年 12月 20日	第4回ワーキンググループ会議	○活動計画素案について
令和2年 1月 16日	第3回地域福祉活動計画策定委員会	○活動計画素案について
令和2年 2月 20日	第4回地域福祉活動計画策定委員会	○活動計画原案について
令和2年 2月 24日 ～ 3月 6日	パブリックコメント	○社協ホームページに掲載及び関係団体等に郵送し、市民の意見を募集
令和2年 3月 11日	社会福祉協議会長へ報告	○活動計画案について
令和2年 3月 16日	理事会	○活動計画の決定
令和2年 3月 25日	評議員会	○活動計画の報告
令和2年 3月	計画書発行	

3 越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

氏名		区分	団体名
◎	永井 裕子	学識経験者	福井県立大学
○	師田 忠子	福祉関係団体	越前市民生委員児童委員協議会連合会（令和１年１１月まで）
○	大森 節子	地区自治振興会	南中山地区自治振興会
	八十島 幸雄	福祉団体	越前市いきいきシニアクラブ連合会
	樽本 博史	福祉団体	越前市地域公益活動推進協議会
	小泉 義廣	福祉関係団体	越前市民生委員児童委員協議会連合会（令和１年１２月から）
	奥村 武男	福祉関係団体	越前市身体障害者福祉連合会
	北畑 英子	地区自治振興会	東地区自治振興会
	眞家 徹	ボランティア	越前市ボランティアセンター運営委員会
	笹田 和子	関係行政機関	越前市市民福祉部社会福祉課
	小林 英典	教育関係機関	越前市教育委員会学校教育指導室
	野尻 富美	市民代表	越前市「みんなの食堂」実行委員会
	藤 光真	社会福祉協議会	越前市社会福祉協議会
	和田 てる子	社会福祉協議会	越前市社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

4 越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会ワーキンググループ員名簿

氏名		職名	所属
	神門 弘明	副課長	越前市社会福祉課
	小川 敬子	副課長	越前市長寿福祉課
	田中 雪夫	理事	越前市社会福祉協議会
	村下 誠一	課長補佐	越前市社会福祉協議会介護福祉部
	山崎 由紀代	主任	越前市社会福祉協議会地域包括支援センター
	苅部 弘美	主任	越前市社会福祉協議会味真野児童センター
	津田 千絵	主任	越前市社会福祉協議会総務管理部

越前市地域福祉活動計画策定委員会事務局

越前市社会福祉協議会専務理事兼児童館長

越前市社会福祉協議会地域福祉部長

越前市社会福祉協議会地域福祉部課長補佐

越前市社会福祉協議会地域福祉部主幹

越前市社会福祉協議会地域福祉部専門員

越前市社会福祉協議会地域福祉部専門員

浅井 純一

石田 吉彦

山本 與志彦

児玉 勝

嶋崎 美紀

澁谷 早絵子

越前市社会福祉協議会マスコットキャラクター

【プロフィール】

名 前：照晴（てるはる）

誕生日：平成 30 年 8 月 25 日

性 別：なし

材 質：越前和紙

特 徴：困っている人を見つけると、
ふわふわ飛んで行って助け、
曇った心を晴れやかにしてくれる。

キャッチフレーズ：

「人を思い、人を笑顔に」

照 晴
てるはる



【誕生経緯】

越前市社会福祉協議会を市民の皆様に広く知っていただき、もっと身近に感じていただけるように、平成 30 年度に越前市社会福祉協議会のマスコットキャラクターを一般募集し、寄せられた作品の中から 1 次・2 次審査を経て照晴が誕生しました。

「支えあい」「ふれあい」「越前市」がイメージできることをテーマに、5 月から 7 月までの募集期間の中で寄せられた作品の総数は 334 点です。

1 次審査では、市内の福祉関係者やデザイナーにより 6 点にまで候補が絞られました。

2 次審査では、当時の福祉教育推進校である、武生南小学校、武生第三中学校、南越特別支援学校の児童生徒の皆様の投票の結果「照晴」がマスコットキャラクターに決定しました。

越前市地域福祉活動計画

発行日 / 令和 2 年 3 月

発 行 / 越前市社会福祉協議会

編 集 / 越前市社会福祉協議会地域福祉部

〒 915-0221 越前市杉尾町 1-27-1

TEL 0778-42-0300